

# 生産緑地の貸借の円滑化について

- 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、都市農地貸借円滑化法）が平成30年9月1日に施行され、生産緑地が貸し借りしやすくなりました。
- ご自身での耕作が難しくなった場合には、制度の利用を検討しましょう。

## 農業者への貸付け

### <貸借方法による違い>

	農地法	都市農地貸借円滑化法
貸借の更新、解除	<u>自動更新</u> (更新しない場合には知事等の許可が必要)	<u>任意更新</u> (当事者の合意や契約書の内容による)
生産緑地を貸した場合の相続税納税猶予	<u>猶予不可</u> (既に猶予を受けている場合は猶予税額と利子税の納税が必要)	<u>猶予可能</u> (税務署への届出が必要)
生産緑地の買取り申出 (所有者が死亡した又は故障を有した場合)	<u>申出不可</u>	<u>申出可能</u> (貸付けた生産緑地で一定日数、耕作や管理に従事することが必要。また、貸借の合意解約も必要)

### <制度利用の流れ>

1. 所有者と借り手（農業者）の合意
2. 借り手が事業計画を作成、市農政課に提出  
主な認定要件
  - (1) 都市農業の有する機能の発揮に特に資すること
  - (2) 周辺の農地の利用に支障を生ずるおそれがないこと
  - (3) 耕作の事業の用に供する農地の全てを効率的に利用すること
  - (4) 事業計画どおりに耕作されていない場合の解除条件が契約書に付されていること
  - (5) 地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的、安定的な農業経営を行うこと
  - (6) 法人の場合は、業務執行役員等のうち一人以上が耕作の事業に常時従事すること
3. 市農政課・農業委員会で審査等を行い認定
4. 所有者と借り手との貸借契約が、都市農地貸借円滑化法に基づいたものとなります。  
(貸借契約は市の認定前でも可能ですが、契約が有効になるのは認定後となります。)

## 市民農園としての活用

<開設者ごとの違い>

市民農園の開設者	法令上の開設手続き	相続税納税猶予継続のための追加条件・手続き	生産緑地の買取り申出を行うための追加条件
生産緑地所有者以外 【貸付方式】	特定農地貸付法 (※1)の手続き	所轄税務署への届出	①市民農園管理等の業務に一定日数従事することが必要(その内容は、申請書や契約書に記載する) ②貸借の合意解約
生産緑地所有者以外 (NPOや企業等) 【貸付方式】	都市農地貸借円滑化法の手続き	①市及び所有者と一定の条項(※2)を含む貸付協定を締結 ②所轄税務署への届出	
生産緑地所有者 【貸付方式】	特定農地貸付法 (※1)の手続き	①市と一定の条項(※2)を含む貸付協定を締結 ②所轄税務署への届出	
生産緑地所有者 【農園利用方式(※3)】	不要		

※1 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律のことです。農政課と農業委員会事務局での手続きが必要です。また、市民農園の附帯施設(トイレ、駐車場、休憩施設等)を設置する場合には、市民農園整備促進法の手続きが必要となります。

※2 「開設者が農地を適切に利用していないと認められる場合に市が協定を廃止する」旨の条項を言います。

※3 生産緑地所有者の指導の下、利用者が農作業を行う方式です(農地の貸借はありません)。その生産緑地において、生産緑地所有者による農業経営の継続が必要です。

## お問い合わせ先

### ◆生産緑地の貸借に関すること

相模原市 環境経済局 農政課(農政班) TEL:042-769-9233

### ◆市民農園に関すること

相模原市 環境経済局 農政課(農産班) TEL:042-769-8239

### ◆生産緑地地区制度に関すること、買取り申出に関すること

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 都市計画課 TEL:042-769-8247

### ◆相続税(贈与税含む)の納税猶予に関すること

相模原税務署 TEL:042-756-8211